

## 死亡保障制度「申込書兼告知書」記入要領

## 掛金 会社掛部分用

## ■お申込み方法

- ・新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を全地連へご提出ください。
  - ・内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
  - ・必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(同意印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

- 黒ボールペンでご記入ください。
- 太線の枠内のみご記入ください。

パンフレット4ページの保険金額(死亡・高度障がい保険金額)の中から各社ごとの「保険金設定基準」に従って選択して右づめでご記入ください。

掛金個人掛部分にも加入される場合、同一人による通計保険金額は、最高2,200万円となります。超過する場合は掛金個人掛部分を減額のうえ、お申込みください。(以下は効力発生日現在の年齢です。)

、年齢60歳6ヶ月超70歳6ヶ月以下の方…新規に加入される方：会社掛 最高300万円  
年齢60歳6ヶ月超65歳6ヶ月以下の方…すでに加入されている方：会社掛 最高500万円  
年齢65歳6ヶ月超75歳6ヶ月以下の方…すでに加入されている方：会社掛 最高300万円

ご注意：効力発生日が令和8年5月1日以降のものについては、「申込書兼告知書」は毎月10日までに全地連に到着した分で締切り、効力発生日は引受保険会社(共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。)が「申込書兼告知書」を受理した場合、その翌月1日となります。

死亡保険金受取人氏名は「ジギョウヌシ」、続柄はコード(事業主=7)、人数は1をご記入ください。

申込区分に○印をつけ、今回申込まれる保険金額を右づめでご記入ください。

新規加入・増額の場合は告知欄2~3項に対する該当の有無のいずれかに○印をつけてください。また該当する項目番号に○印をつけてください。告知事項に該当するか判断に迷われる場合は、別途「被保険者の告知書」を提出いただければ、保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。